

空きびん・空き缶の戸別収集の対象地域を拡大していきます

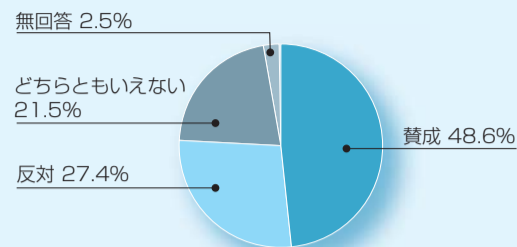
問 ごみ対策課 ☎内線2533

市では、資源物の分別収集の徹底、びん・缶コンテナ置き場近くにお住まいの方の生活環境への負担軽減、ごみ出しの利便性の向上のため、平成20年11月から井の頭・中原・新川1、4、5丁目の地区で、試験的に空きびん・空き缶の戸別収集を実施しています。

実施後に同地区で行ったアンケートによると、空きびん・空き缶の戸別収集について賛成が48.6%、反対が27.4%と、半数の方が、戸別収集を好意的に受け止めています。

この結果を踏まえ、空きびん・空き缶の戸別収集を順次市内に拡大していくこととし、今年の秋から、火曜日に空きびん・空き缶を収集している地区(野崎1丁目、上連雀6～9丁目、新川6丁目、下連雀5～9丁目)で戸別収集を開始します。くわしくは、今後の「広報みたか」や市のホームページでお知らせします。

◇空きびん・空き缶の戸別収集について



【アンケート結果】

アンケート結果について、くわしくは市のホームページをご覧ください。

HP <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>から、トップページ→「お知らせ」→「暮らし・手続き」→「空きびん・空き缶のアンケート結果」

いただいた主なご意見(のべ2,745件)

- ・戸別収集は自分で責任をもって出すので良い
- ・金曜日から月曜日まで家の前に置かれたコンテナが無くなり、良かった
- ・近くにあったコンテナにびん・缶を入れる際のうるさい音や悪臭が無くなった
- ・コンテナが無くなりびん・缶以外の物の投げ込みが無くなった
- ・高齢者なので近くに出せるようになって助かる
- ・コンテナがあった方が、びん・缶の収集日が分かりやすかった
- ・びん・缶を入れる袋がごみになる

中学生以下のお子さんを対象に子ども手当を支給します

平成22年度から現在の児童手当に代わり、「子ども手当」が創設される見通しです。これに伴い、中学3年生以下のお子さん1人につき、月額13,000円の子ども手当を支給します。

◆新たに申請が必要な方(申請書は4月下旬ごろに送付します)

平成22年4月1日現在、市内在住で

- ・児童手当が所得制限超過などで受給していない世帯
- ・中学生のお子さんがある世帯

◆現在、児童手当を受給している方

自動的に子ども手当に移行します。申請の必要はありません。
※くわしくは、「広報みたか」4月18日発行号をご覧ください。

問 子育て支援室 ☎内線2675



国の子ども手当の創設を受けて三鷹市児童手当を廃止します

市では、4人以上のお子さんがある世帯を対象に、国の児童手当に加えて市独自の児童手当として「三鷹市児童手当」を支給してきました。しかし、国の児童手当が子ども手当に移行し、中学生以下のお子さんがあるすべての世帯に対する経済的支援がより充実することを受けて、三鷹市児童手当は平成22年3月分まで廃止します。

◆三鷹市児童手当(平成21年10月～22年3月分)の振込

現在受給している方の三鷹市児童手当(平成21年10月～22年3月分)は、3月31日(木)に振り込みます。金融機関によっては2日から5日程度遅れる場合があります。

問 子育て支援室 ☎内線2675

相談・情報センターの専門相談 ☎44-6600

相談名	相談内容	相談日	時間	相談員
法律相談	相続、借地借家、金銭貸借など民事全般について	月～金曜日 (電話予約制)	午後1時～3時30分	弁護士
税務相談	相続税、贈与税、所得税など税務全般について	毎週木曜日 (電話予約制)	午後1時～4時	税理士
交通事故相談	賠償、示談など交通事故全般について	第2・4月曜日	午後1時～4時 (受付は午後3時まで)	弁護士または東京都専門相談員
人権・身の上相談	日常生活での人権問題、心配ごとについて	第3水曜日		人権擁護委員
行政苦情相談	行政の仕事に関する苦情について	第1金曜日		行政相談委員
不動産登記相談	不動産登記、その他の登記について 土地建物の調査測量、表示登記について	第3月曜日	午後1時～4時	司法書士と土地家屋調査士
心のなやみ相談	対人関係や自己内面の悩みについて	第2・4水曜日 (電話予約制)		精神科医
外国人相談	市政や日常生活全般について	(英語)第2金曜日 (中国語)第4金曜日	午後1時～4時 (受付は午後3時まで)	相談員
女性のためのこころの相談	女性の悩みについて (相談場所:三鷹市中央通りタウンプラザ4階女性交流室)	毎週木・土曜日 (電話予約制)	午後1時～5時	女性相談員

地上デジタル放送への対応はお済みですか?

現在のテレビ放送(アナログ放送)は2011年(平成23年)7月24日で終了し、地上デジタル放送(地デジ)に移行します。「自宅で地デジの放送を見るには、どうすればいいの?」「地デジの広告やパンフレットを見ただけで、どうもよく分からない」など、地上デジタル放送についての心配ごとや、ちょっとした疑問や相談に電話でお答えするため、「三鷹市地デジ・電話サポートセンター」を開設しています。お気軽にご相談ください。

〈電話受付時間〉

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時30分

問 三鷹市地デジ・電話サポートセンター ☎40-9755

準備は済んだ?住警器!

～4月から設置が義務化されます～

都内では、4月1日から全ての住宅への住宅用火災警報器(住警器)設置が義務化されます。

住警器は火災の煙や熱を感知して、警報音や音声でいち早く火災の発生を知らせます。東京消防庁のまとめによると、住警器を設置していた場合、火災が発生しても約7割がぼやで済み、被害を最小限に抑えられることが分かっています。一日も早く住警器を設置して、火災から大切な命と財産を守りましょう。

◆取り付けは簡単です

住警器の取り付けには、特殊な工具は必要ありません。ネジやフック、押しピンなどを使って、どなたでも簡単に取り付けられます。

※東京消防庁ホームページHP <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/jyuukeiki.html>では、住警器に関するくわしい情報を公開しています。

問 三鷹消防署住警器推進本部 ☎47-0119、防災課 ☎内線2283



煙式住警器



熱式住警器